



報道関係者各位

平成24年4月27日  
職業安定局派遣・有期労働対策部  
需給調整事業課  
(担当) 課長 田畑 一雄  
主任中央需給調整事業指導官  
鈴木 徹  
課長補佐 富永 哲史  
(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)  
(直通電話) 03(3502)5227

## 特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました

～労働者派遣法第21条第1項に基づき実施～

厚生労働省は本日(平成24年4月27日)、<sup>たいへいでんぎょう</sup>太平電業株式会社に対し、労働者派遣法(※)違反により、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました。詳細は下記のとおりです。

### 1. 事業廃止を命じた事業主

- (1) 事業主名 <sup>たいへいでんぎょう</sup> 太平電業株式会社  
(2) 代表者氏名 代表取締役 高橋 徹  
(3) 所在地 東京都千代田区神田神保町2-4  
(4) 届出受理年月日 平成3年6月1日  
(5) 届出受理番号 特13-010956

### 2. 処分内容

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」第21条第1項の規定により、平成24年5月31日付けで特定労働者派遣事業の廃止を命ずる。

### 3. 処分理由

<sup>たいへいでんぎょう</sup> 太平電業株式会社は、職業安定法第44条(労働者供給事業の禁止)に違反し、同法第64条第9号及び第67条の規定により、罰金の刑に処せられ、平成24年2月17日刑が確定しました。このため、労働者派遣法第6条第1号に規定する欠格事由に該当することとなったためです。

※「労働者派遣法」及び「職業安定法」の条文については別添「参考1」を参照ください。

【参考1】

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の  
就業条件の整備等に関する法律（抄）

（事業廃止命令等）

第二十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時同条第四号に該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

職業安定法（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（罰則）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

九 第四十四条の規定に違反した者

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【参考2】

太平電業株式会社の事業所（特定労働者派遣事業の届出のある5事業所）

・太平電業株式会社

住所 東京都千代田区神田神保町2-4

・太平電業株式会社 九州支店

住所 福岡県北九州市小倉北区都1-2-1

・太平電業株式会社 大阪支店

住所 大阪府大阪市中央区南船場3-2-4 南船場ユーズビル6階

・太平電業株式会社 名古屋支店

住所 愛知県名古屋市中区栄2-11-7 伏見大島ビル8階

・太平電業株式会社 中国支店

住所 広島県福山市大門町5丁目14-4 2階